


R6年度第2回審議会



プラスチックの資源化に 関する近年の動向

倉敷市一般廃棄物対策課

1

環境課題の要因と 循環型社会への移行

環境課題の深刻化（地球の収容力の限界）

気候変動：2023国連「地球沸騰化の時代」と表明

- ・異常気象や大規模気象災害の多発、海面水位の上昇
- ・熱中症患者、農産物被害の急増
→日本の熱中症緊急搬送) 2010：4万人超 → 2023：9万人超



生物多様性の損失：第6の大量絶滅時代

- ・現在、ほぼ全ての動物・植物の種の約25%が絶滅危惧
- ・過去1000万年平均の少なくとも数十～数百倍の速度で絶滅



環境の汚染：汚染物質による人の健康等への被害

- ・化学物質やマイクロプラスチックによる水・大気・土壌汚染



(上記出典：第6次環境基本計画 (R6.5環境省))

3

環境課題の主な要因と循環型社会形成の意義

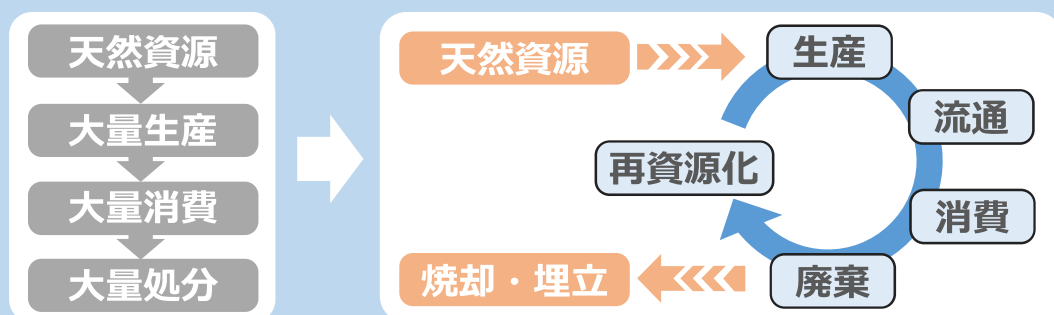
天然資源の採取・加工が主な要因



- ・温室効果ガス排出量 : 55%以上
- ・生物多様性の損失・水ストレス : 90%以上
- ・粒子状物質による健康影響 : 40%

(出典：国連環境計画国際資源パネル「Global Resources Outlook2024」)

資源の一方通行から循環型社会への移行が解決策



天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできるだけ低減した「循環型社会」へ移行することが解決策です！

4

国の重点目標（第5次循環型社会形成推進基本計画）

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環（重点分野2）

国は、環境負荷や廃棄物の発生量、脱炭素への貢献といった観点から重要となる

①プラスチック・廃油、②バイオマス、③ベースメタルやレアメタル等の金属
④土石・建設材料 について、重点的にライフサイクル全体を通じた徹底的な資源循環を推進することとする。

家庭から出るプラスチックについても、
徹底した資源循環を図るため、
分別収集や再商品化等の法整備が為された。

5

プラスチックの 資源循環に係る法体系等

6

プラスチックの資源循環に係る法体系

循環型社会形成推進基本計画

- ・ 循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定
- ・ 中長期方向性：ライフサイクル全体でプラスチックの徹底的な資源循環を図る

プラスチック資源循環戦略

- ・ 基本原則：「3R + Renewable（再生可能）」
- ・ 目標：2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用 等

プラスチック資源循環促進法

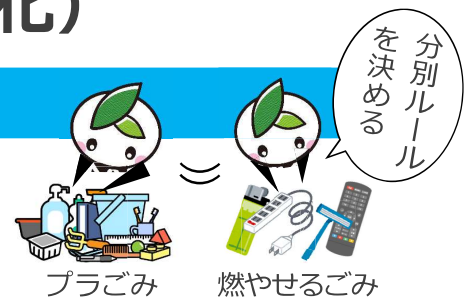
- ・ 製品設計から処理までに至る各段階のあらゆる主体において、プラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じるべく制定
- ・ 市町村の責務(第6条)：家庭から出るプラスチックの分別収集・再商品化 等

7

市町村の責務（分別収集・再商品化）

1 分別基準の策定

プラスチックごみについて、分別の基準を策定し、分別基準に従って適正に排出されるように、必要な措置を講ずるよう努めること。



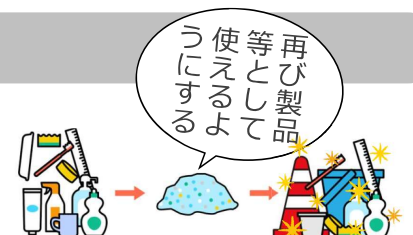
2 分別収集の実施

市町村が定めた分別基準に従い、分別収集すること。



3 再商品化（リサイクル）の実施

分別収集したプラスチックごみを、製品（又はその部品・原材料）として、使用する者に有償又は無償で譲渡できる状態にすること。

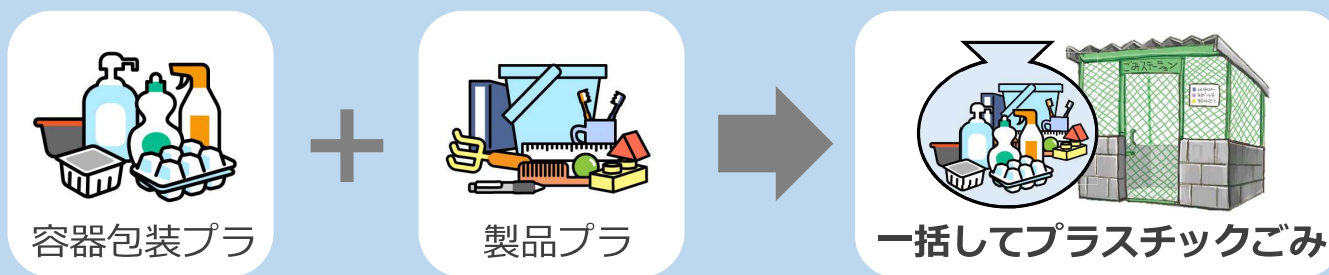


(図：経済産業省・環境省資料より)

8

家庭から出るプラスチックの分別基準（例）

プラスチックごみの一般的な出し方



分別収集の対象：原材料の全部又は大部分がプラスチック

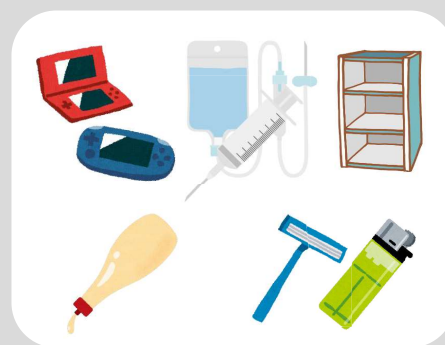
バケツ、ボトル、卵パック、発泡スチロール、袋、ラップ、食器、おもちゃ、文房具、スコップ、ハンガー、洗濯ばさみ、歯ブラシ、衣装ケース（小型のもの）、DVD など

9

家庭から出るプラスチックの分別基準（例）

分別収集の対象外（例）

- ・ 小型家電などの電化製品
- ・ 大型のごみ（粗大ごみ扱いのもの）
（※大きさの規格は自治体で異なる）
- ・ 食品残さなどの汚れが付着したもの
（※使い切り、汚れのふき取り又は洗浄が前提）
- ・ 医療用器具など、感染のおそれがあるもの
- ・ 刃物など、作業員に危険を生じるおそれがあるもの など



10

プラスチックの再商品化（リサイクル）方法

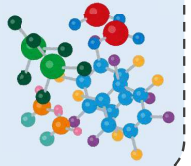
① マテリアルリサイクル（材料リサイクル）

- ・廃棄物（モノ）を物理的に処理・加工し、商品（モノ）にする方法。
- ・リサイクルを繰り返すうちに、汚れや材質が混じり品質が劣化する。



② ケミカルリサイクル

- ・廃棄物を化学的に処理し、原料や油、ガス、還元剤等にする方法。
- ・高度な施設が必要だが、リサイクルを繰り返しても品質が悪化しない。

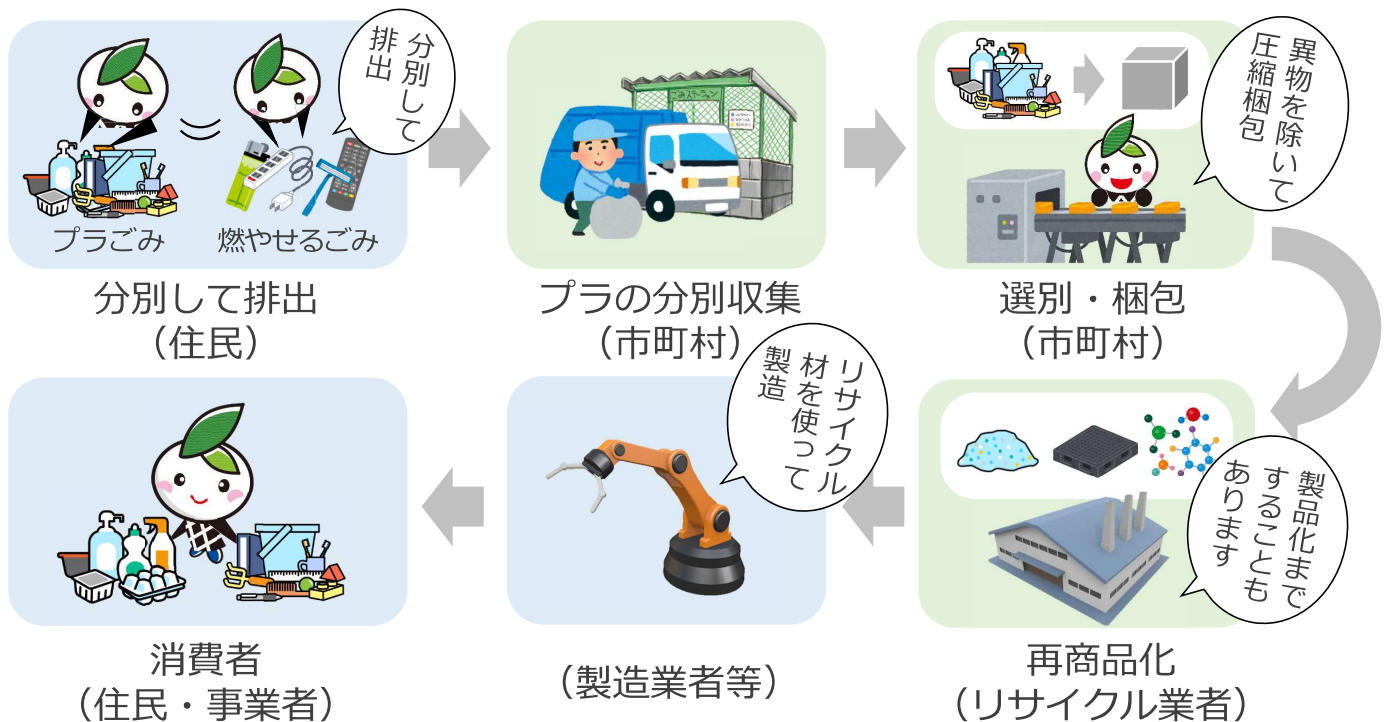


③ サーマルリサイクル（エネルギー回収）

- ・焼却時に生じる熱を利用した発電や、燃料（RPF）などにする方法。
- ・プラスチック資源循環促進法では、一部を除き、原則認められていない。



分別収集から再商品化までの流れ



各自治体の動向

13

全国のプラスチック分別収集開始の動向

R 4 法令施行、再商品化業者の準備期間



R 5 5 1市町村 開始



R 6 1 5 1市町村 開始

(出典：日本容器包装リサイクル協会HP、環境省資料)



14

県内市町村の分別収集の動向 (R6.7末現在)

プラの分別収集を実施中の自治体

岡山市、久米南町、真庭市※、勝央町※、奈義町※
 (※真庭市、勝央町、奈義町は独自処理)

容器包装プラの分別の収集を実施中の自治体

津山市、玉野市、笠岡市、井原市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、
 美作市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、
 西粟倉村、美咲町、吉備中央町

プラの分別収集を実施していない自治体

新見市 (R7.4~開始)、倉敷市※、総社市※、早島町※
 (※真備地区、総社市、早島町は白色トレイのみ実施)



まだ分別収集を実施していない市町村も、すべてのプラへの対応を検討中です!

(具体例) 岡山市での出し方 (R6.3~)

プラスチック資源 (プラ資源) の出し方
 (令和6年3月から)

決められた日と場所に朝8時までに ※一部地域は7時30分まで

大きさの目安
 45Lまでのサイズの透明または半透明の袋が使えます

粗大ごみの大きさの目安
 ごみ袋の中に入れるごみ一つの大きさが20Lの有料指定ごみ袋に入らないもの

「プラスチック資源」として回収できるもの(例)

- 食品の入っていた容器、カップ、トレイ
- 菓子袋・食品の包装など
- 発泡スチロール・緩衝材
- シャンプー・洗剤のボトルなど
- プラスチック製の文房具
- プラスチック製のおもちゃ
- ペットボトルのキャップ・ラベル
- CD・DVD・スポンジ・歯ブラシ・プラスチック製の容器・パワコンハンカークラフ部分が金属でも可

「プラスチック資源」として回収できないもの(例)

- 水ですすいでも汚れの落ちない容器など (可燃ごみへ)
- 在宅医療で使用したもの (可燃ごみへ)
- 電池・充電電池を使用した機器・電子たばこなど (資源物へ)
- 刃があるもの (不燃ごみへ)
- ペットボトル本体 (資源物へ)
- 厚手のもの (可燃ごみへ)
- 小断電機
- ゴム・シリコン製品 (可燃ごみへ)

お願い

① 電池(乾電池、充電電池を使用した機器など)、ライター、カミソリ、在宅医療で使用したものは絶対に入れないでください。

- モバイルバッテリー・電子たばこ・電子機器のバッテリーなどリチウムイオン電池を含む電子機器などは、発火の原因になります。
- カミソリなど刃があるものは、回収時や選別時に作業する人が怪我をする恐れがあります。
- 在宅医療で使用したものは、かかりつけの医療機関や薬局に返却してください。(注射針等の鋭利なものは、かかりつけの医療機関や薬局に返却してください)
- プラスチックを袋に入れてお燃に、内袋に入れて2重・3重になっていると、処理施設での破袋・選別が大変になります。袋に直接入れて出してください。

どうやって資源回収する? プラスチックは分別し、以下の手順で排出してください。

1. プラスチックを分別する。ラベルはそのままでも大丈夫。
2. 汚れは拭き取るか、水ですすいで、水気をきる。
3. 有料指定ごみ袋ではなく、透明または半透明の袋に入れる。
4. 可燃ごみ・不燃ごみと同じ収集ステーションに排出する。

注意事項
 区役所・公民館等での「食品トレイ(発泡・透明)」の回収は、令和6年2月末で廃止

国が示す一般的な出し方を踏まえた分別にごみを出す

ここも一般的! 分別したら、汚れを落とすとして、袋に入れて出している

(具体例) 岡山市での出し方 (R6.3~)

区分	出し方	収集日	主な対象品目
プラスチック資源 P5-6	透明または半透明の袋	週1回	卵パック・食品トレイ・ボトル・菓子袋・バケツ ※ペットボトルの本体は資源物に出してください。
可燃ごみ P7-8	岡山市有料指定袋	週2回 月・木 または 火・金	台所ごみ・汚れた紙・ゴム類・枯れ葉 ※枯れ葉などは透明または半透明の袋を使用してください。
不燃ごみ P9-10	岡山市有料指定袋	月1回	金属類・ガラス・陶磁器類・汚れの落ちないびん・缶 ※割れ物などは新聞紙等に包み「ガラス」などと表示してください。
資源化物 P11-14	資源物ステーション 種類別に分け、ルールを守って出してください。	月2回	空き缶・スプレー缶・ガラスびん・古紙・古布・ペットボトル・てんぷら油・廃乾電池等
粗大ごみ P19-20	戸別収集の場合も、施設へ直接持ち込みの場合も 086-227-5300 へ電話し、必ず予約を行ってください。		ごみ1つの大きさが20Lの有料指定袋に入らないもの 20Lの有料指定ごみ袋のサイズ 32cm x 54cm



プラスチックの収集日

全国でも、岡山市と同様に「プラスチックの日」を設ける流れが一般的です。



17

(具体例) 岡山市の分別収集見込量、R6当初予算

分別収集見込量：6,400 ~ 8,040 トン

● プラスチック資源分別回収・リサイクル事業(再掲)

6億4百万円(6億4百万円)

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害が増加していることから、脱炭素社会の実現に向けて、令和6年3月から、現在、焼却処理しているプラスチック資源の分別回収・リサイクルを実施し、温室効果ガスの排出削減を図ります。

- ・プラスチック資源の分別・排出ルール等の周知啓発
- ・プラスチック資源の分別回収の実施
- ・プラスチック資源の中間処理
- ・プラスチック資源のリサイクル



(出典：令和6年度当初予算(案)の概要(岡山市))

18

倉敷市の これまでの対応と 今後の方針

19

倉敷市議会における質問・答弁

倉敷市議会での質問・要望

- ・ 倉敷市議会では、プラスチック資源循環促進法の施行(R4.4.1)以前より、プラスチックの分別収集に関する質問が度々あり。
(R6.11議会においても、質問・要望あり)

市の答弁

- ・ これまでの市の答弁の中で、分別収集に向けた様々な課題の解決を図りながら、プラスチック資源循環促進法に基づいた処理体制を整備できるように取組を進めていくと回答。

20

倉敷市でのこれまでの対応と今後の方針

倉敷におけるこれまでの対応

- ・国の方針や議会答弁等を踏まえ、令和3年度に環境省モデル事業を活用し、プラスチック分別収集にあたっての課題整理を実施。その後も、情報収集や検討を進めている。

今後の方針（案）

- ・国の方針や動向を踏まえ、倉敷市として、さらなる資源循環を推進するため、プラスチックごみの分別収集の実施を検討したいと考えている。

21

御清聴ありがとうございました。



22